

建設工事の技術者の専任等の取扱い及び総合評価方式一般競争入札 における評価内容の見直しについて

県における最近の公共工事の技術者不足による入札不調対策として、主任技術者及び現場代理人の取り扱いを緩和します。

併せて建設業における若年者技術者の雇用促進を図るため、総合評価方式一般競争入札で評価している若年技術者の適用範囲を拡大します。

1 建設工事の技術者の専任等の取扱い

主任技術者や現場代理人が兼務できる施工箇所の間隔を10km程度に緩和します。

《主任技術者》

| 現 行 | 改正案 |
|--|-----------------|
| ・ 請負代金の額が2,500万円（建築一式工事は5,000万円）以上の工事のうち、工事の対象となる工作物に一体性等が認められ工事の相互の間隔が <u>5km程度</u> | ・ <u>10km程度</u> |

《現場代理人》

| 現 行 | 改正案 |
|---|-----------------|
| ・ 工事現場の相互の間隔が <u>5km程度</u> で、兼務しても安全管理等に支障がないと認められる工事 | ・ <u>10km程度</u> |

2 総合評価内容の見直し

現在、24歳以下で規定学科を卒業した技術者を雇用している企業を評価していますが、34歳以下まで拡大するとともに、併せて、規定学科以外を卒業した技術者についても評価する若年技術者の適用範囲を拡大します。

| 現 行 | 改正案 |
|---|--|
| ・ <u>24歳以下</u> で、建設業法施行規則第1条に規定する学科を卒業した者 | ・ <u>34歳以下</u> で、建設業法施行規則第1条に規定する学科を卒業した者、又は、 <u>建設工事に技術者として従事した経験がある者</u> （採用後の経験可） |

※建設業法施行規則第1条に規定する学科とは、土木工学、建築学、電気工学等（専修学校等で「指定学科」と認められている学校・学科も含む）

※厚生労働省は、15歳から34歳までの技術者を若年技術者と定義

3 施行日

平成26年4月1日